

36 協定集中講座

法定の労働時間を超えて労働(法定時間外労働)させる場合、または、法定の休日に労働(法定休日労働)させる場合には、あらかじめ労使で書面による協定を締結し、これを所轄労働基準監督署長に届け出ることが必要です。この協定のことを労働基準法第 36 条に規定されていることから、通称「36 協定」といいます。働き方改革に伴い 36 協定の見直しが始まっていますので、締結前のこの時期に是非ご参加いただきたくご案内いたします。

日時	平成 29 年 2 月 21 日(火)13:30~16:30 開場・受付開始 13:00
場所	渋谷区立商工会館 2 階大研修室(裏面地図参照)
内容	<p>■ ■ 主な解説予定テーマ ■ ■</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 働き方改革を始めとした最近の労働時間に関する動向は？ ◆ 手待ち時間は労働時間になるか？ ◆ 労働時間の適正な把握とは？ ◆ 2 暦日にわたる労働の考え方は？ ◆ 企業に対する国の長時間労働対策は？ ◆ 36 協定の効果は？ ◆ 36 協定届の作り方のポイントとは？ ◆ 過半数代表者の選任方法は？ ◆ 過半数代表者は事業場ごとに選任しなければならないか？ ◆ 時間外労働の限度基準とは？ ◆ 36 協定の特別条項が適正に結べているか？
講師	小磯優子氏 (OURS 小磯社会保険労務士法人代表・特定社会保険労務士)
受講料	テキスト代 消費税込み 会員 4,000 円 会員以外 6,000 円
定員	100 名 お申込み FAX をいただきましたら、受講番号を付して、FAX にて返送いたします。
申込方法 申込先	<p>① 申込：裏面「申込書」により、三田労働基準協会あて Fax(03-3451-7692)して下さい。</p> <p>② 申込受付と受講料の振込：受講可能な場合は受講番号を記入のうえ「受講票」として申込担当者に Fax 返信いたします。受講料は受講票到着後 2 週間以内（到着から 2 月 14 日(火)まで 2 週間ない場合は 2 月 14 日(火)まで）に次の銀行口座にお振込み下さい（振込手数料はご負担願います）。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ・ 銀行名 三菱東京UFJ銀行田町支店 ・口座番号 普通預金 0397963 ・ 口座名義 一般団法人 三田労働基準協会 ・名義人住所 東京都港区芝 4-4-5 <p style="color: red; margin-top: 5px;">なお、振込人名の前に講習会月日を記入下さい（例 0221 ○○カイヤ等）</p> </div> <p>③ 受講の取消：2 月 14 日(火)までの取消しは受講料を全額返還いたします(振込手数料はご負担願います)。それ以降の取消しは返還できませんので予めご承知おき下さい。</p> <p>④ 受講者は、Fax された受講票を当日持参し受付にご提出下さい。</p>
その他	この講習は、三田、品川、大田、渋谷、新宿、池袋、向島労働基準協会の共催により開催し、幹事協会は渋谷です。